

【質疑に対する回答】

大学等拠点施設整備基本設計業務

令和8年4月28日

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	項目	質問内容	回答
1	実施要領 4(1)、(6)	(JV構成員の要件) 設計JVは3社以内、代表構成員の出資比率最大かつ各構成員10%以上とありますが、 ① 構成員全員が一級建築士3名以上の要件を満たす必要があると考えてよろしいでしょうか。代表構成員のみでよろしいでしょうか。 ② 構成員全員が四日市市の入札参加資格者名簿に登録されている必要がありますでしょうか。 ③ JV構成員の役割分担（意匠・構造・設備・ランドスケープ・ファサードデザイン等の分担）の明示は必須でしょうか。	①設計共同体の代表構成員については、一級建築士の資格者が3人以上在籍している必要があります。 ② 構成員全員が四日市市の入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。 ③ JV構成員の役割分担の明示は必要ありません。
2	実施要領 4(7)	実施要領P4 4(7)の業務完了実績について、大学の同キャンパス内の複数建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務委託契約が同一書面上で交わされ、また当該業務の完了が同一書面上で証明できる場合、複数建築物の延べ面積の合計が1件の業務実績として評価されると考えてよろしいでしょうか。	複数の建築物の設計業務委託の契約が同一契約にて行われている場合、複数建築物の合計延べ面積を実施要領P4 4(7)に記載の設計実績とみなして評価します。
3	実施要領 4(7)	(同種・類似・類型の判定) 研究所（民間研究所・独立行政法人研究所・国立研究開発法人）の設計実績は「大学（実験施設を有するもの）」に含みませんでしょうか。それとも別用途として評価対象外でしょうか。	研究所については、実施要領P4 4(7)に記載の同種・類似の用途の対象外となります。
4	実施要領 4(7)、4(8)	(改修・増築実績の扱い) 様式A-3イ号は「新築」の基本設計又は実施設計と限定されていますが、大規模増築（既存棟への増築であるが、延べ面積2,000㎡以上の新棟を含む）や全面改修は実績対象としてよろしいでしょうか。	実施要領P4 4参加資格(7)、(8)に記載の業務実績において、新築と記載のあるものについて、改築、増築を含むものとします。ただし、改築、増築に関しては改築、増築にかかる部分のみを評価対象の実績とします。当該部分を修正した「大学等拠点施設整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領【4/28修正】」をホームページに掲載します。
5	実施要領 4(8)	(技術者の兼務) 配置予定技術者6職種（管理／意匠／構造／電気設備／機械設備／積算）のうち、兼務が認められる組合せはありますでしょうか。設備設計一級建築士が電気・機械設備の両方を兼任することは可能でしょうか。	管理技術者と各担当技術者（建築意匠担当技術者、建築構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当技術者、積算担当技術者）は各1人配置するものとし、兼務は認められません。
6	実施要領 4(8)	(グループ会社活用) グループ内にICT・通信インフラ・スマートビル関連会社を有する応募者について、グループ会社の技術者を配置予定技術者として登録する場合（＝JVを組まず単体応募し、グループ会社からの協力として扱う場合）の取扱いをご教示いただけますでしょうか。	設計共同体内からの技術者を求めているため、協力事務所（グループ会社を含む）からの配置は認められません。なお、管理技術者においては設計共同体で参加する場合は代表構成員に所属するものに限りです。
7	審査要領 3(1)、(2)	審査要領P5～6 3(1)及び(2)の② 受賞実績について、社団法人日本建築家協会の欄に「日本建築家協会賞」とありますが、現在の名称である「JIA優秀建築賞」と読み替えてよろしいでしょうか。過去15年以内に「日本建築家協会賞」の受賞はございません。	審査要領3(1)②、(2)②に記載の受賞実績の評価対象について、「日本建築家協会賞」が誤記となりますので、当該部分を修正した「大学等拠点施設整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル審査要領【4/28修正】」をホームページに掲載します。

番号	項目	質問内容	回答
8	審査要領 3(1)、(2)	(管理技術者・意匠担当の実績要件) 審査要領で管理技術者・意匠担当技術者については「12,000㎡以上の同種で1件4点」等の細則がありますが、基本設計のみ担当した実績と実施設計のみ担当した実績は同等に評価を予定されていますでしょうか。また、基本設計から実施設計まで通して担当した実績は1件として扱われるのでしょうか、2件としてカウント可能でしょうか。	基本設計のみ担当した実績と実施設計のみ担当した実績はそれぞれ1件として扱いますが、基本設計から実施設計まで通して担当した実績も1件として扱います。
9	審査要領 3(1)、(2)	(対象賞の範囲) 審査要領で日本建築学会賞含めたリストの掲載がありますが、このリストに記載のない、国内外を含む建築賞の受賞実績については、評価対象外となりますでしょうか。	記載がないものは評価対象外となります。
10	審査要領 3(1)、(2)	(受賞実績の二重カウント可否) 応募者(様式A-3ロ号)・管理技術者(様式A-4イ号②)で同一物件の同一受賞を二重に計上することは可能でしょうか。(各様式で独立評価でしょうか)。	業務実績報告書(設計業務の実績)(様式A-3イ号)に記載の受賞実績と、管理技術者の業務実績報告書(様式A-4イ号)、建築意匠担当技術者の業務実績報告書(様式A-4ロ号)に記載の受賞実績が重複する場合であっても評価対象となります。
11	審査要領 3(2)	審査要領P6～11 3(2)配置予定技術者の実績のうち①経験年数について、「令和8年3月31日までににおける一級建築士事務所での実務年数を評価する」とありますが、海外における一級建築士事務所相当での業務経験を年数に加算してもよろしいでしょうか。	建築士法第二十三条に記載の一級建築事務所での実務実績のみを経験年数として評価します。
12	参加表明書等作成要領 2(2)	参加表明書等作成要領P1 2(2)①添付書類について、建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する図書の写しとありますが、閲覧に供する図書として「建築士法第23条の6規定による設計等の業務に関する報告書」の写し(建築事務所登録、所属建築士が分かる部分(第一面および第三面)のみを抜粋)を提出する際に、第一面および第三面のうち、該当ページ(合計の人数、および管理技術者・主任技術者の氏名が記載あるページ)のみを抜粋して提出しても、証明書類として差し支えないでしょうか。	参加表明書等作成要領P1 2(2)①に記載のとおり、建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する図書の写しの添付してください。
13	参加表明書等作成要領 2(2)、(3)	参加表明書等作成要領P1 2(3)③添付書類3について、「受賞実績がある場合は(4)に準ずる書類を添付する。」とありますが、(4)②契約書等の写しについては(3)①添付書類1と重複するため、ここでは「(4)①添付書類1：受賞実績が分かる書面の写し」を添付するものと考えてよろしいでしょうか。	業務実績報告書(設計業務の実績)様式A-3イ号に記載の受賞実績と業務実績報告書(受賞実績)様式A-3ロ号に記載する受賞実績が重複する場合は、参加表明書等作成要領P1 (4)②契約書等の写しについては省略いただいて構いません。

番号	項目	質問内容	回答
14	参加表明書等作成要領2(3)	(実績3件の記載順・評価範囲) 「延べ面積が最も大きい順に3件まで」とありますが、類似より面積の小さい同種を優先記載する等の戦略的選択は可能でしょうか。同種・類似の評価配点差を踏まえ、応募者が選定する余地がありますでしょうか。	参加表明書等作成要領2(3)⑤に記載のとおり、延べ面積が最も大きい順に3件まで記載してください。なお、記載順序によって評価に違いはありません。
15	参加表明書等作成要領2(3)、2(5)	参加表明書等作成要領P1~2 2(3)② 添付書類2、および2(5)⑥ 添付書類6について、検査報告書や業務完了通知書等がない場合は、自社代表者名で発行する業務完了証明(任意書式)を提出することでよろしいでしょうか。四日市市様の他プロポーザルで証明実績のある書式を使用したいと考えております。	任意様式を用いた自社代表者が証明する実績についても認めます。
16	参加表明書等作成要領2(4)	参加表明書等作成要領P2 2(4)① 添付書類1について、賞状などの証明書類がない賞については、各賞の公式ホームページに掲載されている該当ページ等の提示をもって代替できると考えてよろしいでしょうか。	審査要領に記載の賞の公式ホームページに掲載されている該当ページ等の提示で構いません。
17	参加表明書等作成要領2(4)	参加表明書等作成要領P2 2(4)③ 添付書類3について、「担当者が分かる書面の写し」とありますが、様式A-3口号 業務実績報告書に記載するのは会社の受賞実績であり、参加する会社の設計であることが分かる書類としては、(4)② 受賞した設計業務の契約書等の写しで足りるため、当該写しの添付は省略しても差し支えないでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
18	参加表明書等作成要領2(5)	参加表明書等作成要領P2 2(5)⑤ 添付書類5について、延べ面積、階数、構造の記載がない場合は、基本設計又は実施設計の成果品の建物概要の資料で、必要部分にマーキングしたものを添付することよろしいでしょうか。(金額の表記等、守秘義務上で表示できない部分は非表示となります。以下、他の質問についても同じ。)	基本設計又は実施設計の成果品の建物概要の資料で、必要部分にマーキングしたものについても認めます。
19	参加表明書等作成要領2(5)	参加表明書等作成要領P2 2(5)⑤ 添付書類5について、「延べ面積(複合用途建築物の場合は対象用途の面積)」の記載がありますが、実施要領P4 4(8)のうち、ア~イの(イ)には「・過去15年以内(平成23年度以降)に、同種又は類似の用途を含む延べ面積2,000㎡以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績。」とあります。面積は、「同種又は類似の用途を含む延べ面積2,000㎡以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物」の延べ面積が分かる部分、と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
20	参加表明書等作成要領2(5)	参加表明書等作成要領P2 2(5)⑤ 添付書類5について、構造担当者の添付書類については構造担当者の添付書類について高さの分かる資料を、基本設計又は実施設計の成果品の建物概要や断面図等で高さの分かる部分にマーキングして提出することよろしいでしょうか。	基本設計又は実施設計の成果品の建物概要の資料で、必要部分にマーキングしたものについても認めます。
21	参加表明書等作成要領2(5)	参加表明書等作成要領P2 2(5)⑤ 添付書類5について、今回実績となる「同種又は類似の用途を含む延べ面積2,000㎡以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物」の設計業務を行い、完了して竣工していますが、既設建築物の解体等の業務が同一契約で残っているため、業務全体の完了通知の代わりに、「同種又は類似の用途を含む延べ面積2,000㎡以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物」が竣工したことを示す建築主のHP、仮使用認定通知書、工事監理報告書を添付することで対象建物の設計完了を証明しますがよろしいでしょうか。	参加表明書等作成要領P2 2(5)⑤ 添付書類5に記載の契約書・確認申請書の写しほかに、確認済証、仮使用認定通知書、検査済証、発注者による証明書(任意書式)等により、当該部分の設計の履行を確認できる場合には、実績として認めます。

番号	項目	質問内容	回答
22	参加表明書等作成要領 2(5)	参加表明書等作成要領P2 2(5)⑦ 添付書類7について、PUBDISの登録や業務計画書における業務体制表などが無い場合は、自社代表者名で発行する業務従事者証明(任意書式)を提出することでよろしいでしょうか。四日市市様の他プロポーザルで証明実績のある書式を使用したいと考えております。	任意様式を用いた自社代表者が証明する実績についても認めます。
23	様式集 様式A-3イ号、様式A-3ロ号	様式A-3イ号と様式A-3ロ号に記載する実績が同じ場合、添付書類については但し書きの上、様式A-3イ号にのみ添付するものとし、様式A-3ロ号で省略することは可能でしょうか。	様式A-3イ号と様式A-3ロ号に記載する実績が同じ場合、A-3ロ号に関する添付書類については省略いただいて構いません。
24	様式集 様式A-4ハ号	様式A-4ハ号⑥ 業務実績の記載に(評価対象:延べ面積)とありますが、審査要領P9 ウ②の記載に合わせ(評価対象:建物の高さ)に読み替えてよろしいでしょうか。	様式A-4ハ号について、「⑥業務実績(評価対象:延べ面積)」が誤記となりますので、当該部分を修正した「大学等拠点施設整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル様式集【4/28修正】」をホームページに掲載します。
25	四日市市建築設計業務委託共通仕様書	(協力事務所・再委託の扱い) 単体企業での応募の場合、以下の業務を協力事務所に再委託することは可能でしょうか。再委託の場合の記載様式・承諾要否をご教示いただけますでしょうか。 ① ランドスケープ設計、サイン計画、インテリア・什器計画など ② 環境・エネルギーシミュレーション(ZEB、CASBEE対応)など ③ BIM運用支援、デジタルツイン関連業務など ④ 交通・駐車場計画、商業施設計画コンサルなど	四日市市建築設計業務委託共通仕様書において、受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならないとしています。これら以外の業務の再委託に当たっては、委託者の承諾を得た上で、再委託が可能となります。